

**いぶすき広域周遊促進事業  
企画公募型コンペティション 仕様書**

令和3年6月

**いぶすき広域観光推進協議会**

## 1 委託業務名

いぶすき広域周遊促進事業

## 2 業務の目的

いぶすき広域観光推進協議会では、Withコロナ時代のニーズにあった本エリア(指宿市、南九州市、南大隅町)の周遊を促進するため、マイクロツーリズムを軸とした事業を展開する。本業務では、本エリアの特色やニーズを分析し、本エリアでの周遊を印象づけるための「テーマ」を明確化し、戦略的なプロモーションを推進する。

また、テーマやターゲット層等を明確にした上で、連動性のある効果的なプロモーションを実施することにより、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

なお、事業実施にあたっては、山川-根占航路の利用促進を図ることとする。

## 3 予算額

4,000 千円(税込)

※当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

## 4 契約期間

契約締結の日から令和4年3月15日まで

## 5 対象地域

指宿市、南九州市、南大隅町

## 6 委託業務の概要

### (1)ペルソナ設定

コロナ禍における観光ニーズや、本エリアの観光ニーズ等について調査を行いペルソナを設定するとともに、本エリアの特色を洗い出し、周遊を促進するための「テーマ」を明確化する。

### (2)観光プロモーション

マイクロツーリズムによる本エリアの周遊促進を図るため、「テーマ」に沿った戦略的なプロモーションを実施する。プロモーションツールや広報媒体等の活用、企画の実施などにおいては、素材の洗い出しから情報発信・拡散まで連動性のある効果的な事業展開を図ることとする。また、実施にあたっては山川-根占航路の利用促進につながる内容とすること。

### (3)事業効果報告

事業終了後は、本事業の効果報告を提出する。成果物等について、納品の形式、方法等に関しては、実施内容により協議する。また報告書内に今後の事業の提言を盛り込む。

## 7 スケジュール案

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募準備	●										
公募		→									
業者選定			●								
契約			●								
ペルソナ設定				●							
プロモーション開始				●	→						
実績報告											●

## 8 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権)を、いぶすき広域観光推進協議会に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前にいぶすき広域観光推進協議会の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、いぶすき広域観光推進協議会の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全ていぶすき広域観光推進協議会内での利用若しくはいぶすき広域観光推進協議会が観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 本業務にて作成する媒体及び WEB 等に使用する、いぶすき広域観光推進協議会が著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする。
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

## 9 注意事項

- (1) 提案企画の中でいぶすき広域観光推進協議会が行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること。
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。